

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、翌日とする)

目 次

◇告 示 土地改良区の役員の変任（農村整備課）

土地改良区の定款の変更の認可（〃）

土地区画整理組合の理事の氏名等（都市計画課）

都市計画の変更に係る案の縦覧（四件）（〃）

◇公安告示 遊技機の型式の検定（防犯少年課）

告 示

鳥取県告示第六百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大鴨土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成四年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及住所

理 事 藤 井 信 雄 倉吉市西倉吉町一六〇―二

平成四年七月四日退任

鳥取県告示第六百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、米子市四ヶ村堰土地改良区の定款の変更を平成四年七月二十日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成四年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百四十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第二十九条第一項の規定に基づき、米子市福原土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	住 所
井上 豊	米子市東福原八六七
井上 万吉男	米子市東福原八二八
阿部 好知	米子市東福原八〇四
井上 廣	米子市東福原八五六
井上 寿夫	米子市東福原七七二
潮 貞宏	米子市東福原九二三
潮 利貞	米子市上福原一四九一
井上 郁夫	米子市東福原八七四一

鳥取県告示第六百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成四年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域

1 第一種住居専用地域

変更する部分

鳥取市正蓮寺字フケ及び字道ノ内、桜谷字下土居、生山字小狼谷、字小寺谷、字峯寺越谷、字洞々谷、字芦谷、字本谷口、字丸木、字献上谷、字長谷、字塀覆平及び字砥石場、海蔵寺字池ノ谷並びに紙子谷字門上谷

削除する部分

鳥取市海蔵寺字赤坂及び字土居ノ上並びに生山字狼谷及び字犬聲谷

2 第二種住居専用地域

追加する部分

鳥取市生山字長谷及び字塀覆平、吉成一丁目、吉成二丁目、吉成三丁目、安長字嶋畑、字前新田、字向嶋、字砂原及び字懸ヶ内古川、徳吉字城土居古川出合、字古屋敷、字下河原、字中沢出合、字中沢、字梶田、字奥中沢、字上五反田、字下五反田及び墓原並びに湖山町西一丁目

変更する部分

鳥取市湖山町字大寺屋北方

3 住居地域

追加する部分

鳥取市桜谷字下土居、正蓮寺字道ノ内、生山字砥石場、字扉覆平、字丸木、字狼谷、字大聲谷、字小狼谷、字小寺谷、字峯寺越谷、字洞々谷、字芦谷、字本谷口及び字獻上谷、海蔵寺字池ノ谷、字赤坂及び字土居ノ上、宮長字上坪及び字下坪、的場字小寺、字下坪、字屋敷、字背戸田、字高橋、字松橋、字寺廻り、字前田、字下ハブ丁、字中野、字寺ノ後口、字大隈、字上ハブ丁、字小樋詰、字樋詰下夕、字六反長及び字大樋詰、叶字樋詰メ、西大路字樋詰、新字七反田通、字下大樋井及び字上大樋井、雲山字小金田及び字細田並びに湖山町東五丁目
変更する部分

鳥取市正蓮寺字フケ、雲山字背戸田、字前田及び字五反田、吉成一丁目、吉成二丁目、吉成三丁目、富安一丁目、徳吉字梶田、字奥中沢、字下崎高下、字弥三郎田及び字墓原、湖山町東一丁目、湖山町西一丁目並びに湖山町字大寺屋北方

4 商業地域

追加する部分

鳥取市富安一丁目

変更する部分

鳥取市天神町、幸町、今町二丁目及び栄町

5 準工業地域

追加する部分

鳥取市宮長字高畑ケ、字長堀、字土居ノ前、字下坪、字上坪、字大坪、字棚田、字竹ノ鼻、字宮ノ後、字管田、字宮ノ下、字下宝殿、字

畑ケ田及び字大土手、叶字八反田、字五反田及び字四反田並びに的場字小寺、字下坪及び字中野
変更する部分

変更する部分

鳥取市宮長字井原及び字五反田、新字七反田通及び字下大樋井、富安一丁目、天神町、幸町、吉成三丁目、安長字嶋畑、字前新田、字向嶋、字砂原及び字懸ケ内古川並びに徳吉字古屋敷、字城土居古川出合、字墓原、字奥中沢、字下崎高下及び字弥三郎田
削除する部分

鳥取市徳吉字下河原、字中沢出合、字中沢、字梶田、字上五反田及び字下五反田並びに新字上大樋井

6 工業地域

追加する部分

鳥取市安長字平森及び字梅登、千代水三丁目、湖山町東三丁目、賀露町字溝狭、字川住、字摩尼田、字西野菜、字中野菜、字犬伏、字七隈田、字美濃隈、字殿免、字八十九、字西横江及び字東横江、南隈字狐隈ノ一、字狐隈ノ二、字五輪及び字曾崎並びに秋里字上老町ケ坪、字下老町ケ坪及び字下大石橋
変更する部分

鳥取市宮長字棚田、字管田、字下宝殿、字大土手、字五反田及び字井原、吐字八反田及び字五反田、千代水一丁目、千代水二丁目、千代水四丁目、湖山町東二丁目、湖山町東四丁目並びに湖山町東五丁目
削除する部分

鳥取市湖山町東一丁目、新字上大樋井、雲山字背戸田、字小金田、字前田、字細田及び字五反田、宮長字高畑ケ、字長堀、字土居ノ前、

字下坪、字上坪、字大坪、字竹ヶ鼻、字宮ノ後及び字畑ヶ田並びに的場字小寺、字下坪、字屋敷、字背戸田、字高橋、字松橋、字寺廻り、字前田、字下ハブ丁、字寺ノ後口、字中野、字大隈、字上ハブ丁及び字小樋詰

7 工業専用地域

変更する部分

鳥取市叶字四反田、宮長字上坪、字大坪及び字棚田、安長字平森及び字梅登、千代水一丁目、千代水二丁目、千代水四丁目、湖山町東二丁目並びに湖山町東四丁目

削除する部分

鳥取市西大路字樋詰、叶字樋詰メ、的場字中野、字大隈、字上ハブ丁、字六反長、字樋詰下タ及び字大樋詰、千代水三丁目、湖山町東三丁目、賀露町字溝狭、字川住、字摩尼田、字西野菜、字中野菜、字大伏、字七隈田、字美濃隈、字殿免、字十八十九、字西横江及び字東横江、南隈字狐隈ノ一、字狐隈ノ二、字五輪及び字曾崎、並びに秋里字上巻町ヶ坪、字下巻町ヶ坪及び字下大石橋

三 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市尚徳町一一六 鳥取市役所
岩美郡国府町町屋三〇五一 国府町役場

四 縦覧期間

平成四年七月二十八日から同年八月十一日まで

鳥取県告示第六百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事意見書を提出することができる。

平成四年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画道路 三・四・二号三明寺下田中線

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

倉吉市幸町

変更する部分

倉吉市昭和町二丁目

三 都市計画の案の縦覧場所

倉吉市葵町七二二 倉吉市役所

四 縦覧期間

平成四年七月二十八日から同年八月十一日まで

鳥取県告示第六百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、気高都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成四年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

気高都市計画道路 三・三・一号浜村船磯海岸線（変更後三・三・一号気高青谷線）

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

気高郡気高町大字浜村字新坂並びに大字八束水字魚見台、字姫路、字鶴木坂口、字鶴木坂、字屋敷、字釜ノ口、字向山、字山崎、字山崎鼻、字山崎東平、字西平山崎、字前田和田、字石疊小清水、字小坂小谷台、字暮橋後谷、字間谷及び字池ノ谷
変更する部分

三 都市計画の案の縦覧場所

気高郡気高町大字浜村字東浜、字西浜及び字短尾
気高郡気高町大字浜村二八二一 気高町役場

四 縦覧期間

平成四年七月二十八日から同年八月十一日まで

鳥取県告示第六百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、青谷都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成四年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

青谷都市計画道路 一・三・一号青谷泊線、三・五・一号相屋線（変更後三・四・二号相屋線）、三・四・二号東町線（変更後三・五・一号東町線）三・五・二号日置川左岸線及び三・六・一号気高青谷線

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分
1 一・三・一号青谷泊線

東伯郡泊村大字園字濱山、字油免、字西川、字五反田、字西茄子、字西山崎、字嶋見、字流田、字寺田、字河本、字下尾谷、字於亀堂

字上尾谷、字尾谷及び字冬至谷、大字泊字登尾、大字筒地字登尾及び
 字津呑谷、大字石脇字影平、字野羅、字水口、字田越、字久塚、字寺
 戸、字森末、字稲荷前及び字操り並びに大字小浜字濱山、字ワラ畑、
 字四ノ大谷、字三ノ大谷、字池ノホヲ、字大谷、字小谷、字千速、字
 二ノ千速、字三ノ千速、字千速東平、字池ノ谷及び二ノ池ノ谷

気高郡青谷町大字青谷字清水尻、字山まふ、字郡代部、字堂廻り、
 字あがき、字くとれ、字川向、字亀尻、字曲り目、字西中溝、字イタ
 ラズ、字中畦、字上寺地、字法華寺、字長畑、字梨木谷及び字コフゲ
 原、大字善田字澤、字平田前及び字傍示ヶ崎、大字吉川字家ノ空、字
 岩本、字屋敷廻り、字菅田、字下向前田、字東岩本、大字井手字野上、
 字大官及び字清谷並びに大字長和瀬字水無瀬平、字扇谷、字上ミ水無
 瀬、字岩ヶ口、字出合、字前田、字宮廻り、字宮ノ前、字谷田、字垣
 ノ内及び字寺田

2 三・五・一号相屋線(変更後三・四・二号相屋線)
 追加する部分

気高郡青谷町大字長和瀬字下モ水無瀬及び字水無瀬平、大字善田字
 土橋、大字井手字清谷及び字大官並びに大字青谷字鷹縄手、字曲り目、
 字西中溝及び字下寺地
 変更する部分

気高郡青谷町大字井手字細通、字ヒヤケ田、字狐殺シ、字向畑及び
 字千龍寺免、大字青谷字梨木谷、字冬邊、字瀬崎、字飯田、字法華寺、
 字上寺地、字中畦、字イタラス、字亀尻及び字川向並びに大字善田字
 傍示ヶ崎、字澤及び字平田前
 削除する部分

気高郡青谷町大字井手字下モタケ谷、字馬込、字林ヶ谷、字随谷及
 び字立田並びに大字青谷字くとれ

3 三・四・二号東町線(変更後三・五・一号東町線)
 追加する部分

気高郡青谷町大字青谷字西中溝及び字久ノ沢
 変更する部分

気高郡青谷町大字青谷字くとれ、字川向、字中溝、字大曲り及び字
 前川
 削除する部分

気高郡青谷町大字青谷字平田前及び字あがき

4 三・五・二号日置川左岸線

追加する部分

気高郡青谷町大字青谷字平田前及び字亀尻並びに大字善田字平田前
 及び字クドレ

5 三・六・一号気高青谷線

追加する部分

気高郡青谷町大字青谷字ガアガ谷、字大塚谷、字大谷、字清水尻、
 字山まふ、字郡代部、字あがき、字くとれ及び字川向

三 都市計画の案の縦覧場所

気高郡青谷町大字青谷四〇四七 青谷町役場

東伯郡泊村泊五三四一 泊村役場

四 縦覧期間

平成四年七月二十八日から同年八月十一日まで

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七十二号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成四年七月二十八日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類	型 式	製 造 者 名
ぱちんこ遊技機	ピットインNo.3	豊丸産業株式会社
〃	ルネッサンス	〃
〃	サルサ	〃